【追加資料１】

1. 「共同事業体の設立に関する書類」について

複数の企業等が共同・連名で事業を計画・提案する場合、共同事業体の組織構成及び補助金関連業務を幹事する代表者（県との連絡窓口となる者）等を客観的に確認することができる「共同事業体の設立に関する書類」（構成員間で取り交わした協定書等）の提出が必要です。

　別紙の作成例（ひな形）を参考に、構成員の数に応じた部数の正本（各構成員で保管）と副本１部を作成し、副本を希望調書の添付書類として県に提出してください。

1. 「事業区分3-(1)：地域産業連携支援事業」について

　事業区分3-(1)：地域産業連携支援事業では、「産業分類の異なる事業者団体等で構成する連携体が行う、地域産業の活性化又は高度化に寄与すると認められる研究開発事業等」を補助対象としております。

* 複数の企業等の連携体による取組が要件となりますので、上記１により「共同事業体の設立に関する書類」を提出してください。

（事業スキームの特性により、補助事業に採択された後に連携企業等を選定する場合は、連携企業等の決定後、速やかに事業実施体制がわかる資料等を提出してください。）

* 構成員の産業分類は、日本標準産業分類（総務省）の大分類（20項目）によることとし、異なる分類間で連携する体制としてください。